

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年10月1日から2026年3月31日までの4年6ヶ月
2. 目標と取組内容および実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供に関する目標）

採用者に占める女性の割合を30%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2021年10月～ 女子学生の応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を見直し、改定する。
- ・2022年10月～ 女性の採用拡大に向けた、インターンシップを実施する。
- ・2023年04月～ 女子学生を対象とした会社説明会を実施する。
- ・2024年10月～ 技能職女性育成研修を実施する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

全社員の有休取得率を75%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2021年10月～ 全社に1人1年間で8日以上の有給取得促進を促す。
- ・2022年10月～ 四半期毎の有給休暇取得日数を上司に情報提供する。
- ・2023年10月～ 有給休暇取状況の結果を振り返り取得率向上計画を策定する。
- ・2024年10月～ 有給取得率目標達成に向けた計画の見直しを行う。
- ・2025年10月～ 有休取得率向上のための業務の削減案を検討する。